

Q4 自己負担割合とは？

A4 病気やけがで保険医療機関等にかかるときに、窓口で支払う自己負担額の割合です。

原則 1 割負担※ですが、現役並み所得者については、高齢者世代と現役世代との負担割合の公平化を図るため、3 割負担となります。

また、毎年、8 月 1 日を基準日として、前年の所得及び収入により見直されます。

※ 令和 4 年 10 月から一定以上所得のある方は 2 割負担となります。

外来を受診する際は、施行から 3 年間 1 カ月の負担増を 1 割負担時と比べて最大でも 3,000 円とする措置があります。

参考

○現役並み所得者：課税所得が 145 万円以上の現役世代並みの所得がある方

○一定以上所得者：課税所得が 28 万円以上かつ年金収入+その他の合計所得が 200 万円以上の方（複数世帯では 320 万円以上の方）